

令和8年4月2日

各指定障がい福祉サービス事業者等 代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運 営 指 導 課 長

令和8年度 前年度の実績等による基本報酬及び加算の届出について（通知）

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記について、一部の障がい福祉サービス等においては、年度毎に基本報酬及び加算の算定要件の見直しが必要になる場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、所定の期日までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出対象事業者

令和7年10月1日時点で別紙に該当するサービスの指定を受けている事業所（全事業所）におかれては、必ず届出を行ってください。

2. 前年度の実績等により見直しが必要な基本報酬及び加算の届出

別紙のとおり

※別紙記載の内容については、年度当初に自己点検を行い、届出を行ってください。

3. 届出に必要な書類について

- (1) 変更届（様式第3号）
- (2) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- (4) 介給別紙
- (5) 添付資料（介給別紙に記載の資料）
- (6) 誓約書

※基本報酬、加算の区分を変更しない場合、届出書類の提出は不要ですが、加算区分に変更がない旨の報告は必要です。

ただし、就労移行支援及び就労継続支援A型並びに就労継続支援B型事業所については、基本報酬、加算の区分を変更しない場合であっても届出書類の提出は必要です。（1）～（4）及び（6）を提出してください。

また、就労継続支援A型におけるスコア表の提出については経過措置期間中を除き、全事業所必要です。

4. 届出方法について

大阪市行政オンラインシステム（インターネット申請）により受付します。

【行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/0c35025e-8254-465b-aad1-1b1674fc2633/start>

5. 届出期限について

令和8年4月30日(木)

※期限までに届出がない場合は令和8年4月1日からの算定はできません。

また、届出後においても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤申し立ての対象となることを、念のため申し添えます。

※令和8年4月15日(水)までにご提出いただいた届出は、同年5月10日（日）までに請求される内容に反映されますが、同年4月16日(木)以降の届出は、同年6月以降に過誤申し立てにより請求をあらためていただくこととなりますので、ご注意ください。

6. 問い合わせ先

大阪市行政オンラインシステム（インターネット申請）により受付します。

【行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/32f3daf8-6df0-4f1c-a30d-cbdac871e90d/start>

7. その他

前年度実績が必要ではない加算区分変更については、通常通り加算を算定する前月の15日までに、届出が必要ですのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課 指定担当

電 話：06-6241-6527 音声ガイダンス①

ファックス：06-6241-6608